



労働かごしま

2026年2月号

©鹿児島県ぐりぶー



■ ■ 今月の主な内容 ■ ■

- | | |
|--------------------------------------|--|
| P1 令和7年「労働組合基礎調査」結果の概要 | P12 健康経営に取り組んでみませんか？ |
| P2 イクリ！宣言企業・事業所募集（令和7年12月創設） | P13 ・多様な働き方の推進に向けた企業の取組事例紹介動画を公開しました！ |
| P4 雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務について | ・化学物質管理強調月間（令和8年2月1日～28日） |
| P5 シルバー人材センターのご案内 | ・治療をしながら働く人を応援します！ |
| P6 県立高等技術専門校入校生募集 | P14 特定求職者雇用開発助成金の支給申請について |
| P7 ・令和7年度（後期）知識等習得コースの訓練生募集 | P16 事業譲渡等指針の改正について |
| ・令和8年度長期高度人材育成コースの訓練生募集 | P20 県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」 |
| ・国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集 | P21 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録しましょう！ |
| P8 ・令和7年秋 職業能力開発関係叙勲受章者について | P22 経営改善支援資金について |
| ・令和7年秋 卓越した技能者（現代の名工）受賞者について | P23 外国人材の受け入れに関する企業向け相談窓口について |
| P9 令和7年度 技能競技大会（全国大会）受賞者について | P24 職場の健康管理担当者様へ
～従業員の皆さんへ「市町村のがん検診」の案内をお願いします～ |
| P10 令和7年度鹿児島県職業能力開発促進大会について | |

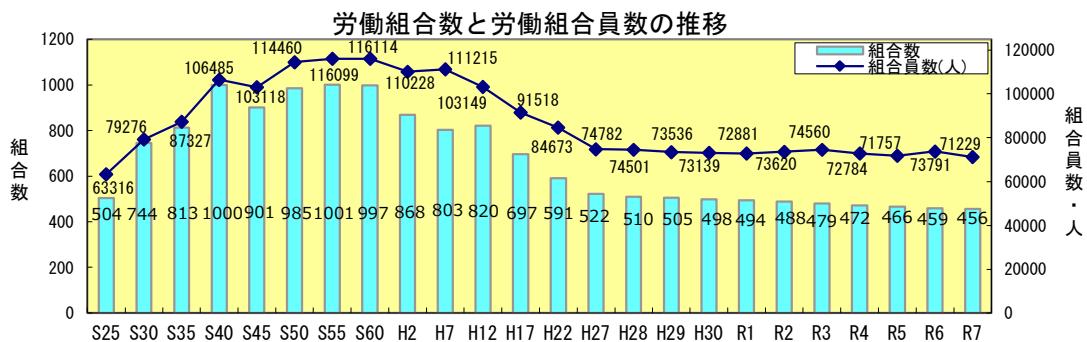
令和7年「労働組合基礎調査」結果の概要

厚生労働省が、労働組合の組合数や組織率等の実態を明らかにするために実施した、令和7年労働組合基礎調査の本県分の結果概要について取りまとめました。

ご協力いただきました関係の皆様、ありがとうございました。

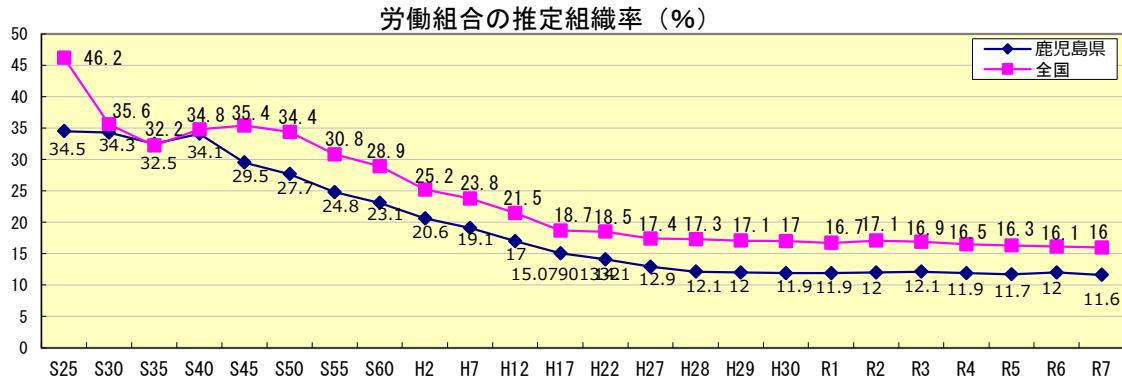
● 労働組合数及び組合員数

- ・労働組合数は前年に比べ3組合減少し、456組合となり、平成13年から25年連続で減少しました。
- ・組合員数は前年に比べ2,562人減少し、71,229人となり、2年ぶりに減少となりました。



● 県内労働組合の推定組織率

- ・推定組織率は前年に比べ0.4ポイント減少し、11.6%となりました。



※ 調査対象は、県内すべての労働組合。ただし、集計は労働組合の基礎的単位である「単位労働組合」【注】の組合数及び組合員数。

【注】規約上、労働者が個人加入する労働組合であり、かつ、その内部に独自に活動を行い得る下部組織（支部等）がない組合、

又は独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がある組合の最下部組織。

【問合せ先】県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

【県HP】<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/tokei/bunya/kumiai/kumiai-kiso.html>

男性の育休、あたりまえ企業。

イクドリ!宣言

企業・事業所募集

九州地方知事会と経済界は

男性の育児休業取得を推進しています！

「イクドリ!宣言」認証制度とは

男性の育児休業取得がごく自然なこととなり
安心して子育てができる
社会全体で子育てをする九州になることを目指し
男性の2週間以上の育児休業取得を推進する企業を
九州地域戦略会議が認証する制度です

「イクドリ!宣言」マークは企業PRにも活用いただけます
男性の育休取得推進企業として
ホームページや広告、名刺など広報活動にご活用ください

男性の育休、 あたりまえ企業。

企業が背中を押すことが、
社会を変える力になる。
男性の育休を後押しすることは、
その家庭を支え、人材を守り、
企業の未来を拓くこと。
社会を変える企業でありたい。
このマークは、その想いを示すあかしです。



イクドリ!
宣言
男性の育休、
あたりまえ企業。

▲このマークが認証の目印！

* イクドリ!宣言=「育(イク)児休業取り(トリ)ます宣言」の意。

お申し込みは
かんたん
3ステップ！

裏面をご覧ください



✓ イクドリ!宣言企業になるメリット

人材確保に繋がる

男性の育児休業取得は若い世代が企業を選ぶひとつのポイントです。

従業員のモチベーションアップ

育児休業を取得できる安心感は、企業への信頼と働く意欲の向上にもつながります。

業務効率のアップ

育休を見据えた業務の見直しやマニュアル化は、組織全体の発展にも貢献します。

お申し込みは、かんたん 3ステップ!

STEP

事前準備

1

企業・事業所のトップの方が
「男性の2週間以上※の育児休業100%取得を目指す」
と記載した台紙を手に持って撮影してください。

※ 2週間以上であれば、育児休業の取得期間は自由に設定することができます。
(1ヵ月以上など)

イクドリ宣言写真用台紙ダウンロード先▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/form/jbBd/1320139>

3

ステップ!



STEP

2

お申し込み



右の二次元コードより、お申し込みください。

お申し込みフォーム(LoGoフォーム)▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/form/jbBd/1265724>

STEP

3

お申し込み完了



申込内容の確認後、イクドリ!宣言企業のマークと
使用ガイドラインを送付します。

本社(本店)にて、支社(支店)分もまとめてお申し込みいただけます。
マークは本社(本店)にまとめて送付させていただきます。

九州地域戦略会議メンバー

九州地方知事会・九州経済連合会・九州商工会議所連合会・九州経済同友会・九州経営者協会

お問い合わせ先

イクドリ!プロジェクト事務局

佐賀県 男女参画・女性の活躍推進課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7062 FAX 0952-25-7338 E-mail: danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

イクドリ!
プロジェクトについて

<https://kyushuchijikai.jp/list00059.html>



雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮 の提供義務について

改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成28年4月1日施行）では、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

～障害者に対する差別の禁止～

事業主は、募集・採用において、障害者に対して障害者でない者と均等な機会を与えなければなりません。

また、賃金・教育訓練・福利厚生その他の待遇について、障害者であることを理由に障害者でない者と、以下の例のような、不当な差別的取扱いをしてはなりません。（障害者雇用促進法第34条～第35条）

＜募集・採用時＞

- ◆単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

＜採用後＞

- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で、異なる取扱いをすることなど

～障害者に対する合理的配慮～

事業主は、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、募集・採用に当たり障害者からの申出により、以下の例のような、障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければなりません。

＜募集・採用時＞

- ◆視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

また、障害者である労働者と障害者でない労働者との均等待遇の確保や、障害者である労働者の能力発揮の支障となっている事情を改善するため、以下の例のような、障害の特性に配慮した、施設整備、援助者の配置などの必要な措置を講じなければなりません。

＜採用後＞

- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障害がある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行なったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮することなど

ただし、事業主に対して「過重な負担」を及ぼすこととなる場合は、この限りではありません。（障害者雇用促進法第36条の2～36条の4）

厚生労働省のホームページでは、合理的配慮の事例や質疑応答集（改正障害者促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A）等が掲載されています（詳しくはこちら➡）。



【問合せ先】県庁雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028, FAX：099-286-5582
【県HP】<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/syogaisya/gouritekihairo.html>

シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターは、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。

身の回りでちょっと誰かに手伝ってほしいことはありませんか？センターの会員が長年のキャリアで培った経験や技術を活かしてお手伝いをいたします。

（お引き受けできる主な仕事）

技術分野 自動車の運転、各種講座等の指導等

技能分野 庭木などの剪定、障子・ふすま・網戸の張替え、大工仕事等

事務分野 一般事務、経理事務、調査・集計事務、筆耕・宛名書き、パソコン入力等

管理分野 建物管理、施設管理、駐車場・駐輪場の管理等

折衝・外交分野 パンフレット等の配布、集金、配達、店番等

一般作業分野 除草・草刈り、屋内外清掃、農作業、調理補助、包装・梱包等

サービス分野 生活援助サービス（掃除、洗濯、留守番等）、子育て支援サービス（子守等）等

○企業等のみなさま（派遣事業における業務要件の緩和について）

県内のシルバー人材センターにおいては、請負・委任・派遣により、お仕事をお引き受けしていますが、派遣については、県が指定した業種や職種に限り、これまで概ね週20時間までの就業に限定されていたものを、週40時間までの就業を可能とする業務要件の緩和が実施されており、総合工事業、宿泊業、飲食店等の人手不足分野も含まれております。詳しくは県ホームページをご覧ください。

・ 指定した業種及び職種 平成29年9月1日指定 7業種 7職種
令和6年5月21日指定 28業種 19職種

・ 指定に係る市町村の区域 鹿児島県内全市町村



（県HPはこちら）

○会員の募集について

原則60歳以上で、健康で働く意欲があり、センターの趣旨（「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、「一般雇用にはなじまないが、高年齢者がその経験と能力を生かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、生きがいを得ていく機会を確保する」こと）に賛同する方はどなたでも入会できます。



また、シルバー人材センターでは、ボランティアや同好会等の活動も行っています。健康で生きがいのある、充実したシルバーライフを送りませんか？詳しくは最寄りのシルバー人材センターへお問い合わせください。

（最寄りのシルバー人材センターはこちら）

【問い合わせ先】 公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会 電話：099-206-5422

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/silverjinzai.html>

県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類	一般選考試験	
	高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象
名 吹上校 宮之城校 姶良校 鹿屋校	自動車工学科	金属加工科
	建築工学科	室内造形科
	情報処理科、メカトロニクス科	—
	電気設備科	—
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を令和8年3月に卒業見込みの方 ・高等学校を卒業された方 又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育を修了された方 又は同等以上の学力を有すると認められる方 ・令和8年3月に中学校を卒業見込みの方 (C～E日程)
受付期間	令和7年9月1日(月)～令和8年2月27日(金)	
A日程	願書締切日 終了	入試選考日 終了
B日程	終了	終了
C日程	終了	終了
D日程	終了	終了
E日程	2月27日(金)	3月8日(日)
選考方法	筆記試験・面接	
提出書類	<p>＜令和7年度卒業見込みの方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は職業相談票(乙票) <p>※職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) <p>＜上記以外の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入校願書(写真貼付) ・学校調査書又は卒業証明書 ・写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 	
提出先	入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所	

※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。

※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。

※ E日程の試験会場については、各高等技術専門校へお尋ねください。

※ 令和8年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。

※ 欠員がある場合、令和8年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050
 ○姶良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247
 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
 ○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/nyukou/index.html>

令和7年度(後期)知識等習得コースの訓練生募集

離転職者の皆さんを対象に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練として、「知識等習得コース」(3~4ヶ月間)を民間教育訓練機関等へ委託して実施します。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への求職申込が必要です。

★ 知識等習得コース募集日程一覧

委託元校	訓練科名	定員(人)	期間	委託先(訓練実施場所)	募集期間	選考試験日
技術之専門学校等 鹿児島県立	医療事務科M③	24	3か月 (3/26(木)~6/25(木))	株式会社ニチイ学館 鹿児島支店 (鹿児島市西千石町1-32)	令和8年1月19日(月) ~令和8年3月2日(月)	令和8年3月11日(水)
鹿児島県立	地域循環林業科	15	3か月 (3/17(火)~6/16(火))	労働者協同組合 労協センター事業団 大隅地域福祉事業所ゆらおう (鹿屋市新生町20-5)	令和7年12月23日(火) ~令和8年2月20日(金)	令和8年3月4日(水)

令和8年度長期高度人材育成コースの訓練生募集

離転職者の皆さんを対象に、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員就職の実現を目指す職業訓練として、「長期高度人材育成コース」(令和8年4月から2年間)を民間教育訓練機関等へ委託して実施します。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への求職申込が必要です。

★ 長期高度人材育成コース募集日程一覧

委託元校	訓練科名	定員(人)	委託先(訓練実施場所)	募集期間	選考試験日
技術之専門学校等 鹿児島県立	介護福祉士養成科	11	鹿児島医療技術専門学校 (鹿児島市東谷山3丁目31-27)	令和8年1月30日(金) ~令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
	保育士養成科	10 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和8年1月29日(木) ~令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
技術之専門学校等 鹿児島県立	保育士養成科	10	神村学園専修学校 (いちき串木野市別府4460)	令和7年11月17日(月) ~令和8年2月18日(水)	令和8年2月21日(土), 24日(火), 25日(水)のうちいずれか1日
				令和7年11月17日(月) ~令和8年3月4日(水)	令和8年3月7日(土)
				令和7年11月17日(月) ~令和8年3月12日(木)	令和8年3月13日(金)
技術之専門学校等 姶良高等	栄養士養成科	5 (女性のみ)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市高麗町6-9)	令和8年1月29日(木) ~令和8年2月27日(金)	令和8年3月12日(木)
技術之専門学校等 姶良高等	歯科技工士養成科	3	鹿児島歯科学院専門学校 (鹿児島市照国町13-15)	令和8年2月2日(月) ~令和8年2月20日(金)	令和8年3月8日(日)

※ 合格者が募集定員に達した場合は、以降の選考試験を実施しない場合があります。

★ その他

- 選考試験は訓練科ごとに筆記試験と面接試験を行います。合否については委託先または高等技術専門校が通知します。
- 訓練受講者の個人情報については、公共職業訓練に係る業務に活用します。また、訓練実施機関へも情報提供されます。
- 訓練終了後は、修了者の就職状況を把握するため、御本人、就職先、公共職業安定所へ確認を行う場合があります。
また、公共職業安定所へも情報提供されます。
- 雇用保険受給資格の方(給付日数が一定以上残っている必要があります)は、基本手当が支給されるほか、一定の条件により受講手当・通所手当も支給されます。



訓練内容等については、委託元の高等技術専門校にお尋ねください。

【問合せ先】

吹上高等技術専門校	〒899-3302	日置市吹上町中之里1717番地	☎099-296-2050
宮之城高等技術専門校	〒895-1804	薩摩郡さつま町船木881番地	☎0996-53-0207
姶良高等技術専門校	〒899-5431	姶良市西餅田1120番地	☎0995-65-2247

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和8年度に入校する訓練生を募集します。

科 名	情報電子科 グラフィックデザイン科 OA事務科		介護福祉サービス科 アパレル科 ワークトレーニング科(知的障害者対象)	
応募資格	高等学校卒業(卒業見込み者を含む) 及び同等以上の学力を有する障害者		義務教育修了以上の障害者	
訓練期間	1年		1年	
募集期間	区分	募集開始日	募集締切	選考日
	A日程	終了	終了	終了
	B日程	終了	終了	終了
	C日程	終了	終了	終了
D日程	令和8年2月2日(月)	令和8年3月5日(木)	本校	令和8年3月15日(日)
届書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。			
選考方法	●筆記試験(数学, 国語) ●面接			

※B日程以降は、定員に達した科においては、選者を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください。
※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

○鹿児島障害者職業能力開発校	☎0996-44-2206	[FAX]0996-44-2207	〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432
○県庁雇用労政課公共訓練係	☎099-286-3021		
○最寄りのハローワーク			

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/shogaikou/index.html>

令和7年秋 職業能力開発関係叙勲受章者について

令和7年秋 叙勲（職業能力開発関係）

人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した方として、職業能力開発関係で本県から推薦した2名が受章されました。この度の受章おめでとうございます。

	勲等	氏名等	職種等（所属）	備考
1	瑞単	原田 正人 (いちき串木野市)	畠工 鹿児島高等技術専門校職業訓練指導員 原田畠店代表	R6.11 認定職業訓練功労で厚生労働大臣表彰を受賞
2	瑞単	山崎 洋 (鹿児島市)	防水施工 技能検定委員 (株)山崎商会代表取締役 鹿児島県技能士会連合会会长	R6.11 技能検定功労で厚生労働大臣表彰を受賞

令和7年秋 卓越した技能者（現代の名工）受賞者について

令和7年秋 卓越した技能者（現代の名工）

卓越した技能者（現代の名工）（きわめてすぐれた技能を有する者であることなど）として、本県から推薦した3名が受賞されました。この度の受賞おめでとうございます。

	職種	氏名等	所属	受賞概要
1	紳士服仕立職	小屋 一美 (いちき串木野市)	テーラーコヤ	注文紳士服における裁断技術に特に優れ、業界発展と技術向上に貢献。後進の指導育成に尽力。
2	和服修理職	井前 節子 (姶良市)	井前和裁	伝統的な和服文化を継承しつつ、独自の工夫で和服文化の普及に多大な貢献。技能検定員・ものづくりマイスターとして長年後進の育成に尽力。
3	染色開発技術者（大島紬）	益田 勇吉 (鹿児島市)	有限会社益田織物	本場大島紬の白泥染めを開発。新たな技法の開発に励み、本場大島紬の伝統と革新を体現しつつ、後進の育成に尽力。

令和7年度 技能競技大会（全国大会）受賞者について

第20回若年者ものづくり競技大会（全国大会）

令和7年8月3日～5日にかけて香川県で開催された、工業高校や職業能力開発施設等において技能を習得中の20歳以下の学生・訓練生を対象とする全国大会に、本県から7名の選手が出場し、4名が賞を受賞しました。

この度の受賞おめでとうございます。

	賞	職種	氏名	所属
1	銀賞	フライス盤	前園 徠珠	県立川内商工高等学校
2	銅賞	旋盤	久米田 憲太朗	川内職業能力開発短大
3	敢闘賞	フライス盤	石原 巧望	川内職業能力開発短大
4	敢闘賞	造園	牛ノ瀬 奏海	県立鶴翔高等学校

第63回技能五輪（全国大会）

令和7年10月17日～20日にかけて愛知県で開催された、全国から選抜された青年技能者による技能競技大会に、本県から6名の選手が出場し、1名が賞を受賞しました。

この度の受賞おめでとうございます。

	賞	職種	氏名	所属
1	敢闘賞	建築大工	梅園 真吾	県立宮之城高等技術専門校

第45回全国障害者技能競技大会（アビリンピック全国大会）

令和7年10月17日～19日にかけて愛知県で開催された、障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合う大会に、本県から10名の選手が出場し、3名が各賞を受賞しました。

この度の受賞おめでとうございます。

	賞	職種	氏名	所属
1	銅賞	写真撮影	藤山 良文	株式会社 MOB
2	銅賞	洋裁	菊地 李果	鹿児島障害者職業能力開発校
3	努力賞	木工	岩川 直生	鹿児島障害者職業能力開発校

令和7年度鹿児島県職業能力開発促進大会について

厚生労働省及び各都道府県が主唱する毎年11月の「人材開発促進月間」に当たり、令和7年11月27日（木）、県内で極めて優れた技術水準にある技能者、技能検定成績優秀者の方などを表彰しました。

この度の受賞おめでとうございます。

1 優秀技能者 知事表彰（12人）※五十音順

	職種	氏名	市町村
1	美容師	川路 京子	鹿児島市
2	表具師	佐藤 さより	鹿児島市
3	建築板金工	佐野 健司郎	鹿児島市
4	画工、広告美術工	大工園 望	鹿児島市
5	造園工	中野 博	鹿児島市
6	建築工事防水工	橋口 謙一	鹿児島市
7	造園工	増田 昇市	鹿児島市
8	建築塗装工	荒平 成章	鹿屋市
9	型枠工 型枠大工	野元 亨	垂水市
10	鉄筋工 土木鉄筋工	中山 太郎	霧島市
11	建設用機械運転工	川間 孝	志布志市
12	木製家具・建具製造工 木製家具製造工	橋口 知由	南九州市

2 認定職業訓練功労・個人 知事表彰（1人）

	主要経歴	氏名	市町村
1	鹿児島高等技術専門校 職業訓練指導員（表具科）	桐原 治喜	鹿児島市

3 技能検定功労・個人 知事表彰（2人）

	職種	氏名	市町村
1	婦人子供服製造職種 布はく縫製職種	内 健太郎	薩摩郡さつま町
2	造園	田中 高徳	阿久根市

4 技能尊重推進 事業所・団体 知事表彰（1事業所）

	職種	事業所名	市町村
1	広告物製造	NOZOMU 工房	鹿児島市

5 技能検定成績優秀者 知事表彰（令和6年度後期）

等級	職種名	氏名	所属
特級	プラスチック成形	村永 光志	東京エンプラ商事 鹿児島株式会社
1級	農業機械整備	北村 雄三	北さつま農業協同組合
2級	空気圧装置組立て	吉見 公史郎	阪東機工株式会社
3級	機械加工	黒葛 混陽	鹿児島県立鹿児島工業高等学校

技能検定成績優秀者 知事表彰（令和7年度前期）

等級	職種名	氏名	所属
1級	写真	蔵元 宗太	くらもと写真館
単一等級	路面標示施工	新保 裕治	キヨーエイエステック株式会社
2級	表装	大磯 廉太	インテリア大磯
3級	機械検査	中島 暖	ポリテクカレッジ川内

6 令和7年度 かごしま技能競技大会成績優秀者

フラワー装飾の部	氏名	所属
鹿児島県知事賞	漢那 憲哉	フラワーショップミチ
鹿児島県職業能力開発協会会长賞	肝付 憲一	Votrefleur(ヴォートルフルール)
鹿児島県技能士会連合会会长賞	馬籠 強	花の七草

健康経営に取り組んでみませんか？

◆健康経営とは

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考え方の下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることが期待されます。



※ 「健康」とはWHOの定義に基づくと、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」をいう。出展：日本WHO協会ホームページ

※ 健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

◆健康経営に取り組むメリット

法令順守・
リスク
マネジメント

手当や医療費
の削減

労働生産性
の向上

企業イメージ
の向上

組織力の
向上

◆「健康経営」実践のための4ステップ

1. 経営者による健康宣言：「従業員とその家族の健康づくり」に取り組むことを宣言しましょう。
2. 健康課題の把握：健康診断の結果をもとに、従業員の健康状態と課題を把握し対策を検討しましょう。
3. 健康づくりの推進：一度に一気に手をつけるのではなく、できそうなことからはじめてみましょう。
4. 認定制度や顕彰制度にチャレンジ：鹿児島県や経済産業省、協会けんぽの認定制度等にチャレンジ！

◆健康経営の取組事例

- ・がん検診・人間ドック・歯科健診の補助・要精密検査者への受診勧奨
- ・敷地内完全禁煙・禁煙外来の費用補助
- ・ストレッチなどセルフケア指導・ウォーキングコンペの開催
- ・健康セミナーの開催・社内報での健康情報発信
- ・間食制限、飲酒制限、禁煙などの健康チャレンジの設定 など

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/kenkoukeiei.html>

多様な働き方の推進に向けた企業の取組事例紹介動画を公開しました！

人手不足が深刻化する中、育児・介護等の様々なライフイベントを経ても、性別や年齢等に関係なく安心して働き続けられる「働く方の個々の事情に応じた多様な働き方ができる職場環境づくり」に取り組む企業が増えています。

県では、県内企業の多様な働き方の推進と魅力発信のため、「かごしま『働き方改革』推進企業」の多様な働き方の推進に向けた取組事例紹介動画を作成しています。多様な働き方の推進に取り組む背景や、制度内容、制度運用の課題や効果などを、経営者・管理職・社員のそれぞれの目線で紹介しています。

生産性向上と人材確保を両立させるヒントが詰まった動画ですので、ぜひご覧ください。

株式会社ユトリ
(サービス業)

YUTORI

【取組のポイント】

- ・充実した特別休暇制度
- ・ライフステージに合わせた働き方
- ・カムバック採用の実施
- ・子供同伴での出勤対応



<https://youtu.be/dGDuIV3RKmk>

南建設株式会社
(建設業)

NANOGAY
南建設

【取組のポイント】

- ・3Kのイメージ脱却
- ・女性活躍「THUBOMI」会の取組
- ・建設ディレクターで現場の負担軽減



<https://youtu.be/epfZIdMvn4s>

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 電話 099-286-3017

【県HP】 https://www.pref.kagoshima.jp/af04/tayonahatarakikata_douga.html

化学物質管理強調月間（令和8年2月1日～28日）

職場で使用する危険又は有害な化学物質について、事業者自らがリスクを評価し、改善する「自律的な管理」への移行を図る一連の法改正が行われ、令和5年4月1日から順次施行されています。

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図るため、昨年度から毎年2月を「化学物質管理強調月間」に設定し、今年度も第2回目が実施されます。

第2回のスローガンは「**慣れた時こそ再確認 化学物質の扱い方**」です。

【問合せ先】 鹿児島労働局労働基準部健康安全課 電話:099-223-8279

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eisei/2023-0123-6_10.html

治療をしながら働く人を応援します！

病気を抱える労働者の健康や安全に配慮した職業生活を支援するため、治療と仕事の両立に向けた環境の整備は、企業の健康経営の実現のためにも重要となります。

県内の関係機関で構成する鹿児島県地域両立支援推進チームでは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す「治療と仕事の両立支援」の普及促進に取り組んでおり、治療と仕事の両立に関する事業主等・労働者への様々な支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください。



(イメージキャラクター「ちりょうしゃ」)

【問合せ先】 鹿児島県地域両立支援推進チーム

(事務局：鹿児島労働局労働基準部健康安全課 電話:099-223-8279)

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/eisei/2023-0123-6_09.html

特定求職者雇用開発助成金の支給申請には **賃金台帳**の提出が**必須**です

- 特定求職者雇用開発助成金の支給を申請する際には、添付書類として賃金台帳の提出が必要です。
- 令和8年4月以降の申請分からは、賃金台帳の提出が確認できない場合、不支給となりますのでご注意ください。

適正かつ速やかな審査のため、ご理解とご協力をお願いします。

● 賃金台帳とは

- ・ 労働基準法第108条で定められた法定帳簿
- ・ 労働者の最後の賃金を記入した日から5年間保存※
- ・ 記載項目



賃金台帳様式例

○氏名 ○賃金計算期間 ○労働日数 ○労働時間数 ○時間外労働の労働時間数
○休日労働・深夜労働の労働時間数 ○基本給や手当等の種類とその金額 等

※労働基準法附則第143条第1項により、経過措置として当分の間は保存期間は3年間とされています。

! 賃金台帳の記載項目が不足している場合も不支給となります。

特定求職者雇用開発助成金 各コースのご案内

※ 対象労働者やコースによって、その他の添付書類が異なります。

特定就職困難者コース



発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース



中高年層安定雇用支援コース



生活保護受給者等雇用開発コース



Q & A

Q 賃金台帳を作成していません。
給与明細書の提出で代用できますか？

A 賃金台帳は法令で作成が義務づけられている帳簿です。
そのため作成は必須となります。
給与明細書では代用できず、法令で定められたすべての項目が記載された賃金台帳の提出がない場合は、不支給となりますのでご注意ください。

Q 深夜時間帯の勤務がない者については、「深夜労働の労働時間」の項目は不要ですか？

A 該当する勤務がなかった場合でも、賃金台帳には法令で定められたすべての項目を記載する必要があります。
そのため、「深夜労働の労働時間」の項目が空欄であっても、項目自体は記載されている必要があります。

Q 事業所で使用している賃金台帳システムに項目の追加ができず
必要項目を全て記載することができません。

A 賃金台帳システムを更新することが望ましいですが、不足している項目については、任意の補助用紙で補完し、賃金台帳と一体的に保管するなどの対応をお願いします。申請時には、賃金台帳と補助用紙をあわせてご提出ください。

お問い合わせ先 鹿児島労働局職業安定部職業対策課 助成金第1係 099-219-8713



企業価値担保権が有効に活用され、事業の継続と成長が実現されるためには、 労働者や労働組合とのコミュニケーションが重要です

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（事業譲渡等指針）が改正され、2026年（令和8年）5月25日から適用されます。

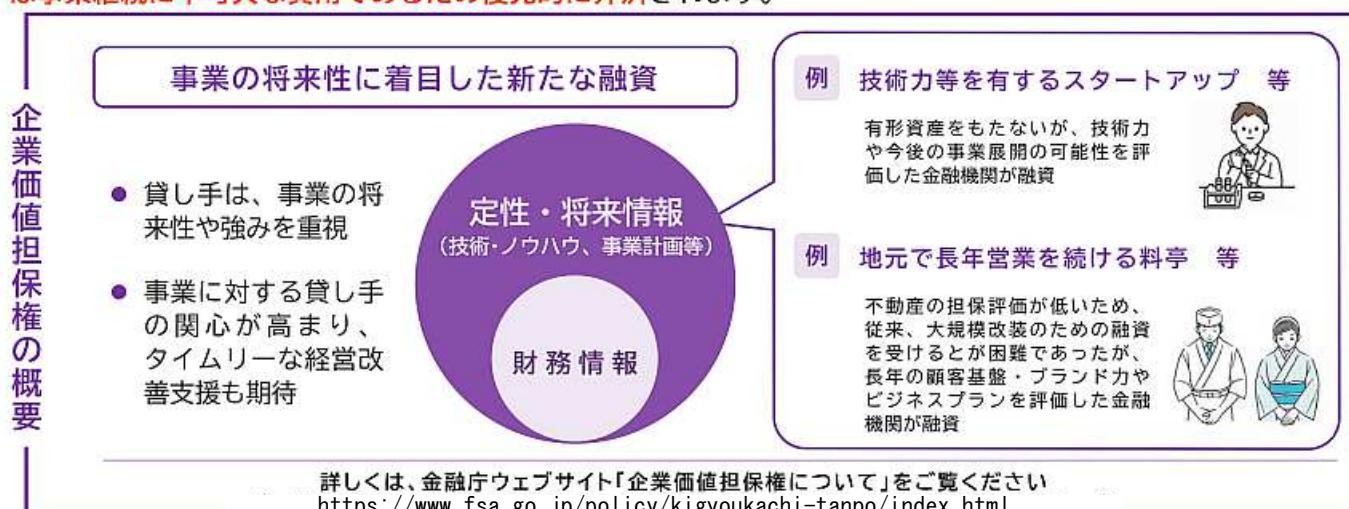
※事業譲渡等指針について、「事業性融資の推進等に関する法律」の成立により、新たに「企業価値担保権」が創設されたことを踏まえ、労働者保護の観点から改正を行いました。

企業価値担保権とは

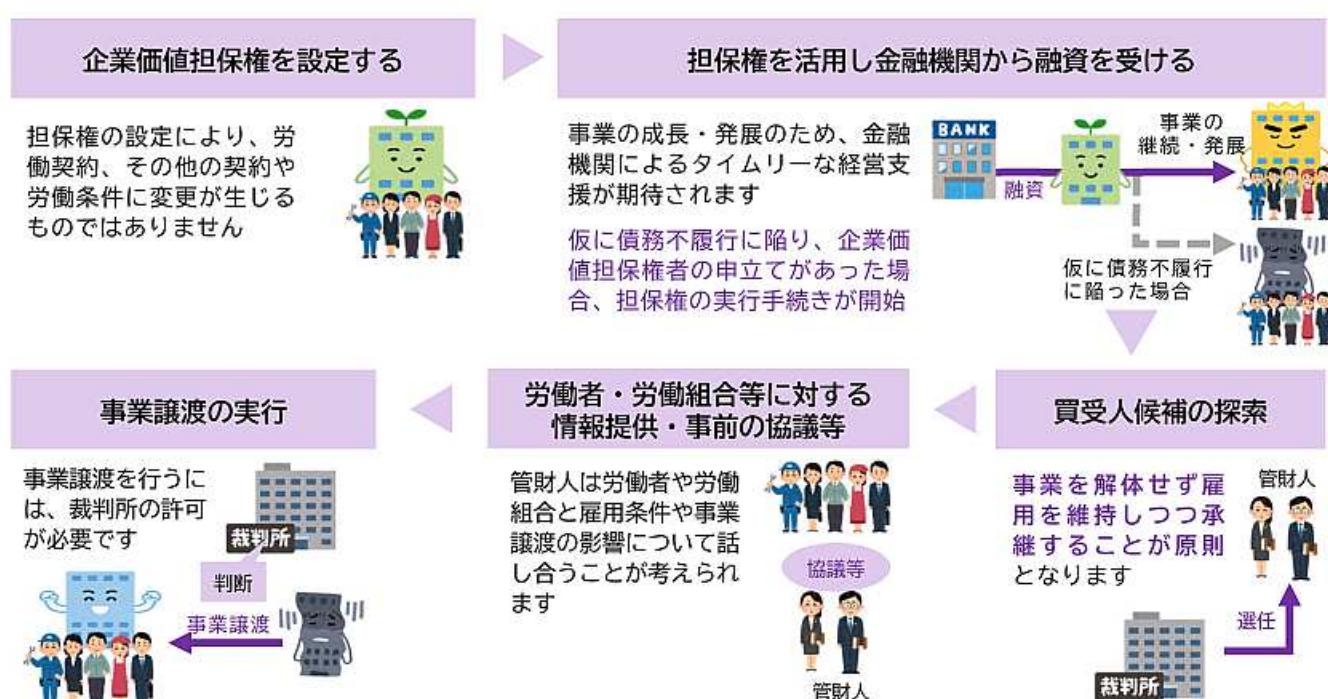
企業価値担保権は、不動産担保等に過度に依存しない、事業の将来性に基づく融資を後押しするための新しい制度であり、他の担保制度と比較して手厚い労働者保護が図られた制度です。

企業価値担保権を活用した融資においては、事業全体の価値が担保価値となり、事業の将来性や強みが重視され、金融機関によるタイムリーな経営改善支援も期待されます。

支援を受けても会社が債務不履行に陥る場合もあり得ますが、その場合の担保権の実行手続きでも、原則、担保財産の換価は「事業譲渡」（事業を解体せず雇用を維持しつつ承継）によるとされ、また、労働者の賃金は事業継続に不可欠な費用であるため優先的に弁済されます。



企業価値担保権のポイント



企業価値担保権に関するQ & A

Q. 企業価値担保権が設定されると、労働契約の内容はどうなるの？

- ・企業価値担保権の設定そのものにより、労働契約の内容（労働条件等）について、変更が生じるものではありません。
- ・金融機関等は、労働契約の内容（労働条件等）を決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、金融機関等が労働条件等に影響を及ぼすことではありません。

Q. 金融機関等（金融機関・信託会社）は、会社とどのような関係にあるの？

- ・企業は、事業全体に担保権を設定し、金融機関は、会社の事業の将来性を評価して、融資を行うこととなります。事業の成長・発展が担保価値の向上につながるため、金融機関には、タイムリーナン経営支援の促進を行っていくことが求められています。
- ・なお、企業価値担保権の設定は、信託契約によらなければならぬとされています。
新たに、企業価値担保権の信託に関する業が創設され、信託会社に対して免許審査や行為規制が課されています。
※ 信託会社については、融資を行う金融機関が兼ねることができます。
- ・金融機関は、会社に対して取引上の優越的な地位を不当に利用し、労働条件の引き下げ強制を含む、取引の条件または実施について不利益を与えるような行為を行うことが禁じられています。

Q. 企業価値担保権の実行とは、どのようにするの？

- ・担保権実行の手続きは、裁判所が選任した公正中立な「管財人」による事業譲渡によって行われます。
- ・他の担保制度と異なり、原則として事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することとなります。
※ 企業価値担保権の実行にあたっては、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められると考えられています。

Q. 管財人ってどんな人？

- ・管財人とは、担保権実行の手続きに際して選任され、債務者の事業の経営および財産を管理し換価するなどの事務を行う者です。
金融機関等のみならず労働者も含めた利害関係人全体に対して、善良な管理者の注意義務を負い、労働関係法令の遵守も当然に求められます。
- ・なお、管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、その権限に関し労働組合からの団体交渉に応じる義務があると考えられます。
- ・管財人が善良な管理者の注意義務に違反した場合には、労働者も含めた利害関係人に対し、損害を賠償する義務を負います。また、労働者や労働組合を含む利害関係人は、裁判所に対して、管財人を解任するよう申し立てることもできます。

Q. 企業価値担保権が実行されると、労働債権（賃金・退職金）はどうなるの？

- ・労働債権は、事業継続に不可欠な費用であるため、企業価値担保権が実行された際には、企業価値を損なうことがないよう、優先的に弁済することとされています。

事業譲渡等指針の改正ポイント

企業価値担保権の設定から事業譲渡の実行までの流れ

企業価値担保権の設定
～

実行手続き開始
申立て

企業価値担保権の実行
①買受人候補の探索

企業価値担保権の実行
②事業譲渡時の労働者・労働組合との協議

事業譲渡の実行

会社が行うことが望ましい事項

会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者と労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むことが望ましいとされています。

Q. どのような情報を提供することが望ましいと考えられますか？

事業の成長に向けて、労働者の理解と協力が得られるよう、例えば、会社が置かれている環境や経営課題、目指すべき事業の方向性に関する情報、資金調達において活用される企業価値担保権に関する制度の概要等について、情報提供をすることが考えられます。

金融機関や信託会社に関する基本的な考え方

金融機関や信託会社が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合」等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があります。

※ 通常、企業価値担保権の設定又は与信の提供のみをもって使用者性を有するとはいえません。

仮に債務不履行に陥った場合

管財人が行うべき事項等

管財人は、労働組合等に対し、労働者の権利（団体交渉権等）の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、個々の労働者に対しても、同様の情報提供をすることが考えられます。

Q. どのような情報を提供することが考えられますか？

企業価値担保権の実行手続きに関する全体の状況として、企業価値担保制度の概要や買受人（事業を譲り受ける会社等）選定に当たっての原則、実行手続き中における会社の状況等について情報提供をしたり、会社と労働者との間に生じた問題については労働組合に相談すること、労働問題に関する個別相談先として総合労働相談コーナーがあることなどを案内したりすることが考えられます。

企業価値担保権の実行における事業譲渡に関する事項

企業価値担保権の実行における事業譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則となるとされています。

事業譲渡を行う際に、会社との間で締結している労働契約を買受人に承継させる場合には、承継予定労働者から承諾を得ることが必要です。

管財人は、事業譲渡等指針に規定する会社等が留意すべき事項を踏まえて、承継予定労働者および労働組合等との事前の協議等を行うことが適当と考えられます。

改正された事業譲渡等指針の内容

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針 (平成28年厚生労働省告示第318号)(抄)

第2 事業譲渡に当たって留意すべき事項等

1~2 (略)

3 企業価値担保権に関する事項

(1) 管財人が行うべき事項等

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第百九条第一項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者（以下この3において「労働者」という。）の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。

イ 管財人に関する基本的な考え方

管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。

また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならず、買受人の選定が労働者の保護の見地から不適当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。

さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

□ 企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、1の(2)のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講すべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第2の4に規定する事項を参考にすること。

八 企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、1の(2)及び2の(1)に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この3の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。事業性融資推進法第百五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

(2) 会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この(2)において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこと。

(3) 企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

企業組織の再編（会社分割等）に伴う労使関係（労働契約の承継等）についての

「事業譲渡等指針について」もご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/saihen/index.html



厚生労働省

お問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kouseiroudoushou/roudoukyoku/index.html>



都道府県労働局
所在地一覧

電話でも相談できます！

定期相談会を毎月開催中！

令和7年度

県労働委員会委員による 「労使間のトラブルに関する相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労使間のトラブルに関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。（秘密厳守、無料）

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

とき

毎月第4火曜日（原則）

7年9月は24日（水曜日）

4/22	5/27	6/24	7/22	8/26	9/24
10/28	11/25	12/23	1/27	2/24	3/24

午後2時30分～午後5時
(受付：午後4時30分まで)

相談事例



突然解雇された
理由もあいまい…



何度も契約更新した後に
突然雇止めされた



事前に説明もなく
賃金を引き下げられた



力別の部賛で
くればまませんか

* トラブルの内容を相談者に代わって相手方に伝えて指導等を行うものではありません。

労働者、事業主のどちらでも
お気軽にご相談ください。



県ホームページ



ご存じですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～

《お問合せ・予約先》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階 相談専用ダイヤル：099(286)3943

*時間は、8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く。）

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、**女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様にPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。**

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

メリット 1

- ◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！
- ◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

企業のイメージアップ！ 人材確保！



メリット 2

- ◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！
- ◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



メリット 3

- ◆登録企業限定の表彰制度があります！
 - ・県女性活躍推進優良企業知事表彰
 - ◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の1つです！
 - ◆県の工事の総合評価落札方式の加点項目の1つです！



登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

- ①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言
- ②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出
- ③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

ご登録は
こちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）

TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541

E-mail : harmony@pref.kagoshima.lg.jp

中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営改善支援資金

○ どんな資金？

経営改善を目的とした事業や支援機関等を利用しながら、経営改善や賃上げに取り組む中小企業者を支援する資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

① 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。

② よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度中によろず支援拠点に相談し、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。

③ 国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

④ 労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

※ ③ 及び ④ については、融資の申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の事業実施期間内（事業再構築補助金については補助事業実施期間内）であるものを含む。

⑤ 前年度と比較して、当年度の事業所内の最低賃金を3%以上引き上げたもの

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

年0.03%～年1.48%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

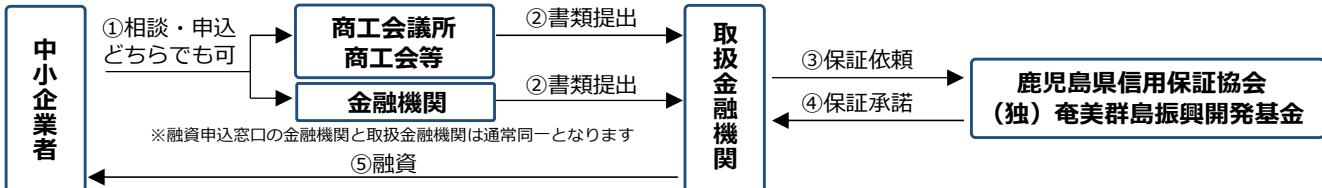
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円
利率	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% ※金融情勢により変動することがあります。 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%
信用保証料 (県補助後)	年0.13%～年1.58% 〔鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.03%～年1.48%〕
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） / 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／早期経営改善計画策定支援事業の計画策定費用支払通知書の写し（融資対象者1の場合）／早期経営改善計画策定支援事業を利用して作成した計画書の計画期間が分かるページの写し（融資対象者1のうち、融資申込年度の前年度以前に計画を作成している場合）／経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者2の場合）／事業再構築補助金の交付決定通知書の写し（融資対象者3の場合）／業務改善助成金の交付決定通知書の写し（融資対象者4の場合）／経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者5の場合）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言企業は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ

～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～



相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に
対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

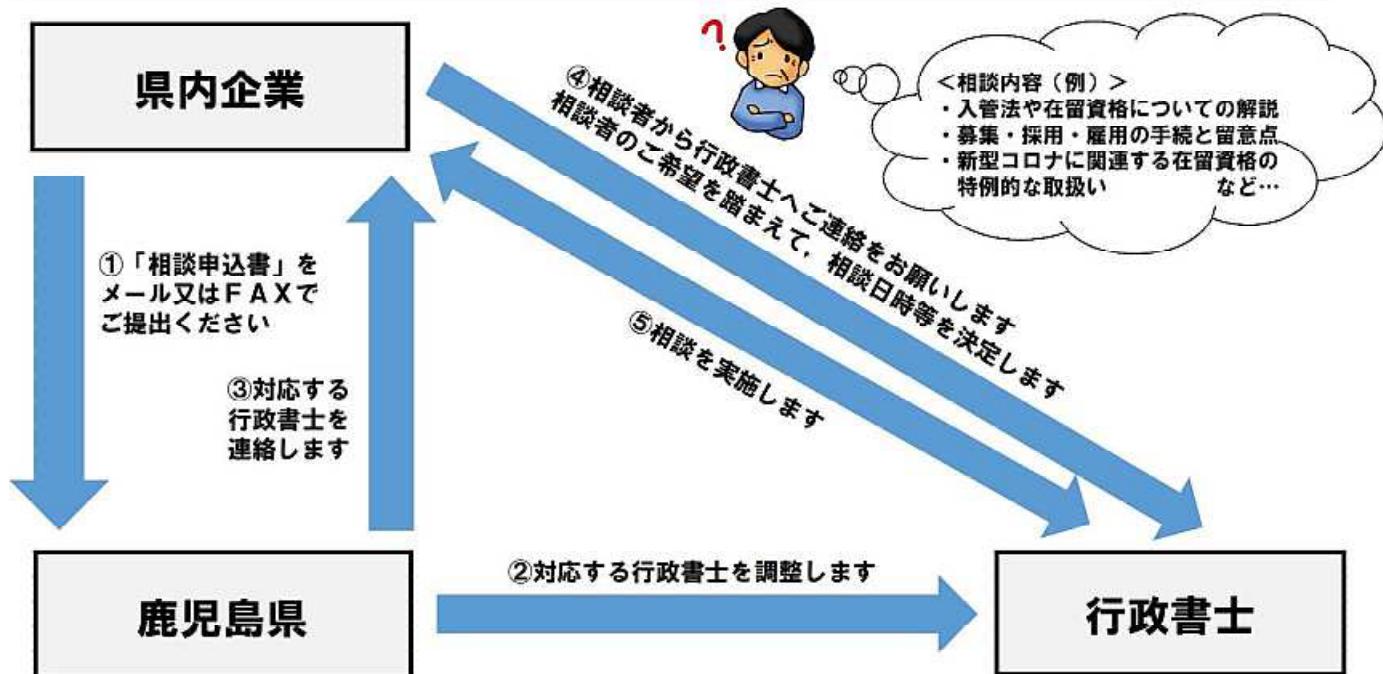
対象

外国人材を受け入れている、または受け入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

相談例

- ・入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～相談の流れ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。
 <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3320



鹿児島県 外国人材 受入れ 相談





職場の健康管理担当者様へ

～従業員の皆さんへ「市町村のがん検診」の案内をお願いします～

■ がん患者の約4人に1人は就労世代でがんに罹患しています

本県の令和3年のがん罹患者数 13,287人のうち、20歳～64歳までの方は 3,063人となっており、がん患者の約4人に1人は就労世代でがんに罹患しています。

■ 自覚症状がないうちにがん検診を受けることが大事です

多くのがんは早く見つけて治療を始めれば約9割は治ります。

しかし、小さいがんは、痛みなどの症状は何もないことがほとんどです。

症状が出る前にがんを見つけるには、定期的にがん検診を受けることが大切です。

■ 職場でがん検診を実施していない場合は、市町村のがん検診をご案内ください

職場でがん検診を実施していない場合は、市町村のがん検診を受けることができます。

ほとんどの市町村では、がん検診の費用の多くを公費で負担しており、一部の自己負担でがん検診を受けることができます。（事業所の費用負担はありません。）

検診の種類	対象年齢	受診間隔
胃がん	40歳以上	1年に1回
肺がん	40歳以上	1年に1回
大腸がん	40歳以上	1年に1回
子宮頸がん	20歳以上の女性	1年に1回
乳がん	40歳以上の女性	2年に1回

■ 案内のポイント

- がん検診のお知らせが送付されるタイミングは、市町村により様々です。
お知らせが届いたら、必ず中身を確認するように案内してください。
- お知らせが届かない場合や、料金や日程を確認したい場合には、お住まいの市町村のホームページを確認するか、市町村窓口に問い合わせるよう案内してください。

各市町村のがん検診
担当窓口一覧



【問合せ先】

県健康増進課 がん対策係 ☎099-286-2721